

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社竹中土木
(2) 代表者氏名 取締役社長 竹中 祥悟
(3) 住 所 東京都江東区新砂一丁目 1 番 1 号

2 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 1 0 日から令和 8 年 9 月 9 日まで(1 カ月間)

3 事 案 の 概 要

当該業者は、施工中の「近畿自動車道 九宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしていたとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

4 指名停止措置理由

山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による。

〈指名停止等措置要領別表 1〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 26 前各号に掲げる場合のほか、業務 に関し不正又は不誠実な行為をし、 建設工事等の請負契約の相手方とし て不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

山陽小野田市水道局総務課 TEL0836-83-4111 FAX0836-83-4597